

法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）

本資料は、今後適用が開始される法令及び会計基準について、その適用開始時期を示した一覧表です。以下の事項に留意した上で、有価証券報告書の作成にご活用ください。

- ・〇年〇月期とは、〇年〇月末日を連結決算日とする連結会計年度（1年間）を指しています。
- ・法令（別記事業に関するものは除く。）並びに企業会計基準委員会が公表した会計基準、適用指針及び実務対応報告を掲載しています。
- ・指定国際会計基準又は修正国際基準に関連する法令等は除いています。

項目		2021 年（令和 3 年）										2022 年（令和 4 年）									
		3 月期	4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	10 月期	11 月期	12 月期	1 月期	2 月期	3 月期	4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	
「規制改革実施計画」等を踏まえた所定の改正																					
無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第75号　2020年12月23日）	—	適用（注1）																			
「会社法の一部を改正する法律」等の施行等に伴う改正																					
無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第5号　2021年2月3日）	—	適用（注2）																			
「時価の算定に関する会計基準」等の公表																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第9号　2020年3月6日）	「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号） 「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号） 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号） 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号） 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号） （2019年7月4日）	早期適用（注3）										原則適用（注3）									
「収益認識に関する会計基準」等の公表（注4）																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第29号　2018年6月8日）	「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号） 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号） （2018年3月30日）	早期適用（注5）																			
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第46号　2020年6月12日）	「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号） 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号） 「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号） 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号） 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号） （2020年3月31日）	早期適用（注6）										原則適用（注6）									
—	「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号） （2021年3月26日）																				
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の公表（注4）																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第46号　2020年6月12日）	「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 （企業会計基準第31号）（2020年3月31日）	原則適用																			
「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正（注4）																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第46号　2020年6月12日）	「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」 （企業会計基準第24号）（2020年3月31日）	原則適用																			
「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の公表																					
—	「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」 （実務対応報告第40号）（2020年9月29日）	適用可（注7）																			
「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」等の公表																					
無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第5号　2021年2月3日）	「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」 （実務対応報告第41号） 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号） 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 （企業会計基準適用指針第8号）（2021年1月28日）	適用（注8）																			

注1. 公布の日（2020年12月23日）から施行するとされています。

注2. 「会社法の一部を改正する法律」の施行の日（2021年3月1日）以後終了する事業年度の有価証券報告書から適用するとされています。

注3. 2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から当該会計基準を適用することができるとされています。また、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができるとされています。

注4. 適用時期及び経過措置の内容については、Webセミナー（[会計基準等解説セミナー](#)）も併せてご覧ください。

注5. 引き続き、2021年3月31日以前に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとされています（「収益認識に関する会計基準」（2020年3月31日）等を適用している場合を除く。）。

注6. 2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から当該会計基準を適用することができるとされています。

注7. 公表日（2020年9月29日）以後適用することができるとされています。ただし、公表日より前にヘッジ会計の中止又は終了が行われたヘッジ関係には、当該実務対応報告第17項を除き適用することができないとされています。

注8. 「会社法の一部を改正する法律」の施行の日（2021年3月1日）以後に生じた取引から適用するとされています。

注9. このほかに、令和2年内閣府令第35号（2020年4月3日）及び令和2年内閣府令第61号（2020年9月18日）による「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正も行われています。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。
許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。